

令和7年度 伊東市宮天城霊園

合葬式墓地

申込みのご案内



受付期間：令和7年4月1日（火）から令和7年11月28日（金）まで
（土・日・祝日は受付不可、9時～17時 ※12時～13時は除く）

問合せ先（指定管理者）

公益財団法人伊東市振興公社（伊東市観光会館会議棟2階）

住所 伊東市和田1丁目16番1号

電話 0557-37-7135

合葬式墓地について

合葬式墓地は、従来の市営天城霊園の墓所とは異なり、一つのお墓に多くの焼骨を共同で収蔵する新しい形の墓地です。

現在、墓所を所有していない方を対象に、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方のための墓地です。

維持管理は市（指定管理者）が行うため、墓石等の建立や管理、承継の必要がありません。

また、宗教、宗派を問わずご利用いただけます。

墓地の名称、所在地

名 称：伊東市営天城霊園合葬式墓地

所在地：伊東市八幡野1758番地の174地内

形 式：合葬式墓地（納骨袋に入れた焼骨を共同で収蔵する施設）

使用料

永代使用料1体あたり10万円（管理料は不要）

注意事項

- ・生前申込みはできません。
- ・天城霊園以外の墓地から合葬式墓地への改葬はできません。
- ・合葬式墓地に収蔵した焼骨は返還・改葬及び分骨はできません。
- ・ご遺族に骨つぼから納骨袋へ焼骨を移し替えていただきます。
※空になった骨つぼは、形が分からなくなる程度に砕いて袋に入れ、われもの類の日に、ごみステーションに出してください（伊東市の場合）。
- ・焼骨の収蔵に立ち会うことはできません。
- ・永代供養ではありません（市（指定管理者）は宗教活動ができないため、供養は行いません）。
- ・納付後の使用料はいかなる理由があっても返還いたしません。
- ・必ず現地を確認し、ご親族の方と十分相談された上でお申込みください。
- ・申請者及び収蔵者の状況により戸籍等の申請書類が異なりますので、一度詳細を問合せしてから申請してください。

申込要件

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 本市に1年以上前から住民登録をしている方であって、現在、収蔵しようとする焼骨を所持されている方
- (2) 死亡時点において、引き続き本市に1年以上住民登録していた方の焼骨を収蔵しようとする方（申請者が市外の方でも申込可）
- (3) 現在使用している天城霊園墓所区画を返還すると同時に埋蔵している焼骨を天城霊園合葬式墓地に改葬しようとする方

申込みに必要なもの

申込要件	提出書類
<p>(1) 本市に1年以上前から住民登録をしている方であって、現在、収蔵しようとする焼骨を所持されている方 ※申込者が市民の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 合葬式墓地使用許可申請書 • 申請者の住民票の写し（注1） • 申請者と死亡者の続柄を確認できる戸籍謄本等（注2） • 同意者の範囲及び同意者毎の生存又は死亡が確認できる戸籍謄本等（注3） • 誓約書 • 同意書（注3） • 埋火葬許可証の写し
<p>(2) 死亡時点において、引き続き本市に1年以上住民登録していた方の焼骨を収蔵しようとする方 ※亡くなられた方が市民であった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 合葬式墓地使用許可申請書 • 申請者及び死亡者の住民票（除票）の写し（注1） • 申請者と死亡者の続柄を確認できる戸籍謄本等（注2） • 同意者の範囲及び同意者毎の生存又は死亡が確認できる戸籍謄本等（注3） • 誓約書 • 同意書（注3） • 埋火葬許可証の写し

<p>(3) 現在使用している天城霊園墓所を返還すると同時に埋蔵している焼骨を改葬しようとする方 ※天城霊園使用者の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合葬式墓地使用許可申請書 ・申請者の住民票の写し(注1) ・申請者と死亡者の続柄を確認できる戸籍謄本等(注2) ・同意者の範囲及び同意者毎の生存又は死亡が確認できる戸籍謄本等(注3) ・誓約書 ・同意書(注3)
--	---

※その他、個々の事情により、提出する書類が必要になる場合があります。

注1 続柄、本籍記載があるもの。マイナンバー記載不要

注2 ①配偶者の焼骨を収蔵する場合

申請者の戸籍謄本(戸籍謄本に配偶者の名前が記載されているもの)

②父母の焼骨を収蔵する場合

申請者の戸籍謄本(戸籍謄本に父母の名前が記載されているもの)

③祖父母の焼骨を収蔵する場合

申請者及び父母の戸籍(除籍)謄本(戸籍謄本に父母の名前が記載されており、父母の戸籍(除籍)謄本に祖父母の名前が記載されているもの)

④兄弟姉妹の焼骨を収蔵する場合

申請者及び当該兄弟姉妹の戸籍(除籍)謄本

注3 同意が必要な範囲

①収蔵者(亡くなられた方)に配偶者がいる場合

- ・子がいる・・・収蔵者の配偶者及び収蔵者の子全員
- ・子がない・・・収蔵者の配偶者

②収蔵者(亡くなられた方)に配偶者がいない場合

- ・子がいる・・・収蔵者の子全員
- ・子がない・・・収蔵者の父母及び収蔵者の兄弟姉妹全員

※同意者の範囲は戸籍謄本等で確認します。その際に同意者が申請者のみしかいない場合、同意書の必要はありません。

受付期間内に必要な書類をそろえて、受付場所に直接持参してください。

要件を満たしていることが確認でき次第、納付書を交付します。

受付期間：令和7年4月1日(火)から令和7年11月28日(金)まで

(土・日・祝日は受付不可) 9時～17時 ※12時～13時は除く

受付場所：伊東市振興公社(伊東市観光会館 会議棟2階)

(住所)伊東市和田1丁目16番1号

合葬式墓地の申請から納骨までの流れ

※申込要件（3）の方は、天城霊園墓所の返還手続を同時にしてください。

①申請書等の提出（伊東市振興公社）

- 申請書に必要書類を添えて提出してください。



②申請書類の審査

- 申請書や添付書類の審査を行います。
- 内容を確認後、使用料納付書を交付します。



③使用料の納付（市内金融機関）

- 使用料を金融機関窓口で一括納付していただきます。



④許可書の交付

- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可書」「納骨届」、「納骨袋」を郵送します。



⑤納骨届の提出（伊東市振興公社）

- 焼骨を引き渡す日が決まったら、「納骨届」、「埋火葬許可証」又は「改葬許可書」と一緒に提出してください。



⑥ご遺骨のお預かり（市営天城霊園）

- **遺骨の引渡し日にご遺骨を納骨袋に入れて天城霊園にお持ちください。**

※空になった骨つぼは、形が分からなくなる程度に砕いて袋に入れ、われもの類の日に、ごみステーションに出してください（伊東市の場合）。

- **納骨時の立会いはできません。お別れは済ませてからお越しください。**



⑦合葬式墓地へ収蔵（納骨）

- 霊園管理者が合葬式墓地内に焼骨を収蔵（納骨）します。

墓地使用上の注意事項

合葬式墓地の使用にあたっては、「墓地・埋葬等に関する法律」、「伊東市當天城霊園条例」、「伊東市當天城霊園施行規則」に定められている規定及び下記の事項について遵守していただきます。

- ・合葬式墓地には被収蔵者として、合葬式墓地使用許可書に記載された方の焼骨のみ収蔵することができます。
- ・合葬式墓地に収蔵する焼骨は、専用の納骨袋に納めて天城霊園管理事務所までお持ちください。
- ・故人の氏名等が書かれた記名版や私物等の設置はできません。
- ・参拝に係る備品として、線香皿、ろうそく立てを備え付けてあります。
※火気の取り扱いにはご注意ください。
- ・モニュメント上の献花台等は他の墓参者と譲り合ってご使用ください。
- ・生花、お供え物は、参拝後に必ずお持ち帰りください。

Q & A

Q.生前の予約はできますか？

A.生前の予約は行っていません。納骨をお願いする予定の方に、合葬式墓地への納骨を希望することを伝え、死後の手続を依頼しておいてください。

Q.永代供養をしてくれるのですか？

A.遺骨は永年にわたって収蔵しますが、市が法要などを行うことはありません。

Q.焼骨の収蔵を自分で行いたい。収蔵の日に立ち会いたい。

A.焼骨は墓地管理者で収蔵します。収蔵日の指定や立会いはできません。

Q.参拝に必要なものは準備されていますか？

A.線香皿、ろうそく立てがあり、花を供えることもできます。生花、お供え物については、参拝後に必ずお持ち帰りください（シカ、カラス等の被害があるため）。